

要員の的確性

MGSL では、資格基準を満たす要員により JIS マーク認証業務を行います。要員には、必要な教育・訓練を実施し、JIS マーク認証業務及び JIS マーク表示制度の信頼性の維持・向上に努めます。

MGSL の JIS マーク認証業務の要員の職務と資格基準は、次のとおりです。

工場審査員

申請者提出の品質管理実施状況説明書等の書面審査、工場の現地審査及び製品試験試料のサンプリングを行います。

資格基準：次の要件を全て満たす者

(財)日本規格協会主催の工業標準化品質管理推進責任者講習会(専修科コース)又はこれと同等以上と管理主体委員会の認める工業標準化及び品質管理に関する研修を修了

IAJapan 主催の試験所・校正機関認定審査員研修又は(財)日本規格協会主催の審査員のための ISO/IEC 17025 研修又はこれと同等以上と管理主体委員会の認める ISO/IEC 17025 に関する研修を修了

管理責任者の指定した者の行う工業標準化法に関する研修、ISO/IEC Guide 65 に関する研修、ISO/IEC 17025 に関する研修、JIS Q 1001 に関する研修、MGSL-JIS システムに関する研修及び MGSL-L システムに関する研修を修了

管理主体委員会の指定した者の行う鉦工業品又はその加工技術の区分毎にその一般知識及び認証に係る日本工業規格の本財団の定める要求事項(JIS 毎の審査事項)に関する 3 時間の研修を修了

次の何れかに該当

ア) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が 1 年以上

イ) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において理学又は工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が 2 年以上

- ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が4年以上
- エ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が5年以上
- オ) ア)よりエ)の何れかと同等以上と管理主体委員会の認める者

上記の より の要件を全て満たした後に工場審査の研修員として3件以上の経験又はこれと同等以上として管理主体委員会の認める経験を所有(工場審査員として新たに資格付与された者が工場審査員としての業務を行う場合、少なくとも最初の3件は経験豊富な工場審査員とチームを組むものとする)

製品試験員

工場審査員のサンプリングした製品試験試料の試験を行います。

資格基準: 次の要件を全て満たす者

MGSL-L システムの試験員

管理責任者の指定した者の行う MGSL-JIS システムに関する研修を修了

次の何れかに該当

- ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が1年以上
- イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理学又は工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が2年以上
- ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が4年以上
- エ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が5年以上

オ) ア)よりエ)の何れかと同等以上と管理主体委員会の認める者

ISO/IEC 17025 要求事項適合性確認員

試験を実施する施設、設備、試験員等が JIS Q 17025 の該当する要求事項に適合しているかの審査を行います。なお、MGSL では当面の間、製品試験は本財団だけで行います。

資格基準: 次の要件を全て満たすもの

IAJapan 主催の試験所・校正機関認定審査員研修又は(財)日本規格協会主催の審査員のための ISO/IEC 17025 研修又はこれと同等以上と管理主体委員会の認める ISO/IEC 17025 に関する研修を修了

次の何れかに該当

ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が1年以上

イ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において理学又は工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が2年以上

ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が4年以上

エ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において工学以外に関する学科の課程を修めて卒業した者にあつては、本財団での勤務が5年以上

オ) ア)よりエ)の何れかと同等以上と管理主体委員会の認める者

MGSL は、要員の選任に当って、これまで行っていた業務が JIS マーク認証業務に影響を与えないものであることを確認します。